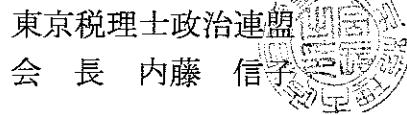


平成22年12月8日

政府税制調査会
会長代行 海江田 万里 様



税理士法改正に関する要望（お願い）

当連盟の活動に対しましては、格別のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

税理士法は平成13年に改正され（平成14年4月1日施行）、既に9年を経過しております。この間、税制・税務行政を取り巻く環境は大きく変化し、税理士制度も改革を迫られるに至っております。

現在、政府税制調査会において検討されている納税環境整備の一環として税理士法改正が必要である思料いたします。

日本税理士会連合会においては、現在、要望項目の絞り込みが最終段階を迎えております。

つきましては、以下の最重要項目について強く要望申し上げます。

- 一 税理士法改正に向けての気運を醸成するため、平成23年度税制改正大綱の中に検討項目として、「税理士法改正は、平成23年3月に改正法案を国会提出ができるよう検討する」旨を明記していただきたい。